長屋　文裕　成瀬　剛　西部　俊宏
野田　耕志　橋本　陽子　蓮井　俊治
秦　公正　林　誠司　原　弘明
原田　和往　平野　哲郎　深町　晋也
福島　洋尚　星　周一郎　本庄　淳志
正木　宏長　松尾　誠紀　松下　祐記
松田　岳士　松戸　浩　皆川　宏之
南川　和宣　宮木　康博　宮下　修一
矢部　耕三　山木戸勇一郎　山下　昇
山根　崇邦　吉池　信也　吉開　多一
和田　俊憲　渡部美由紀
判事兼簡易裁判所判事　佐藤　政達

令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする（各通）
検事　青野　卓也
同　荒井　徹伊
同　今井　誠
同　川山　泰弘
同　玉本　将之
同　道面　正朋
同　堀内　元城
検事兼法務事務官　日下部祥史
同　西村　翔太

令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
（各通）
検事　木下　英春
検事兼法務事務官　木田佳央人

令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする
（各通）
検事　小倉健太郎

令和八年司法試験考査委員の併任を解除する
令和八年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する
（法務省保護局総務課長）法務事務官　南元　英夫
法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に昇任させる
（法務省大臣官房施設課長）同　細川　隆夫
法務省大臣官房審議官（矯正局担当）に昇任させる
（法務省大臣官房審議官（矯正局担当））同　山本　宏一
法務省矯正局長に昇任させる
（法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）　滝田　裕士
法務省保護局長に昇任させる
同　江口　幹太
法務省人権擁護局長に昇任させる
（法務省民事局総務課登記情報管理室長）同　杉山　典子
法務省民事局商事課長に昇任させる
（法務省保護局更生保護振興課長）同　石川　祐介
法務省保護局総務課長に配置換する
（仙台保護観察所長）同　田代　晶子
法務省保護局更生保護振興課長に転任させる
（法務省人権擁護局調査救済課長）同　櫻庭　倫
法務省人権擁護局総務課長に配置換する
（法務省民事局商事課長）同　田中　普
法務省人権擁護局調査救済課長に配置換する
（法務省人権擁護局総務課長）同　齊藤　雄一
広島法務局長に昇任させる
（法務省大臣官房人事課長補佐（補佐官））同　亀山　砂織
検事総長秘書官に昇任させる
（法務省保護局参事官）同　守谷　哲毅
仙台保護観察所長に転任させる
（法務省人権擁護局長）同　杉浦　直紀
辞職を承認する（以上八月十二日）

皇室事項

認証官任命式

八月十二日午後四時、宮中において、検事総長川原隆司、検事長竹内寛志、同伊藤栄二、同加藤俊治、同小池隆、同森本加奈、次長検事新河隆志、特命全権大使松居眞司、同大隅洋、同石月英雄及び同北川克郎の認証官任命式が行われた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、七月二十八日ルクセンブルク大公殿下から御祝電を寄せられ、これに対し八月十日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年八月十七日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項
令和８年７月15日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32061号	シー・アイ・ピー・シー・ワールド・マーケッツ（ジャパン）インク
東京都知事(1)第32070号	コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社
東京都知事(1)第32072号	紀尾井町ファイナンス株式会社
大阪府知事(1)第13043号	株式会社ツバサ建業
大阪府知事(1)第13044号	株式会社天王寺開発

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年６月11日	関東財務局(6)第01462号	なのはな信用保証株式会社（ちば興銀カードサービス株式会社）

令和８年７月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
徳島県知事(14)第00381号	有限会社春日商事
長野県知事(長14)第00299号	オリオンクレジット株式会社
北海道知事(1)石第03059号	どさんこ地域活性化投資事業有限責任組合

令和８年７月15日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(11)第13520号	丸晶商事
沖縄県知事(13)第00937号	上原金融

試験事務を行う登録実施機関について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

令和８年８月17日

関東運輸局長　藤田　札子

記

（指定地域の名称）
さいたま地域
（変更前の登録実施機関の名称）
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（変更後の登録実施機関の名称）
一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（変更年月日）
令和８年６月17日

法務省告示配第百二十一号

秋田県秋田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年九月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、秋田市役所又は秋田地方法務局に照会すること。

令和八年八月十七日　法務大臣　平口　洋

秋田県河辺郡豊岩村小山字狐森二百九番地
熊井辰五郎